

2015 - 16年度 RI テーマ



世界へのプレゼントになろう

Rotary International
国際ロータリー会長
K.R. ラビンドラン



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

ベテランと若手の団結で
品格あるロータリー活動を!

第2660地区
八尾東ロータリークラブ
YAO EAST ROTARY CLUB
●創 立：1973年2月23日
●会 長：上田 郁生
●幹 事：上山 惣太
●会報委員長：堀内 伸也

今週のプログラム

第2080回例会

- ① 開会 点鐘
- ② ソング 「君が代」「四つのテスト」
- ③ ビジターの紹介
- ④ 会員及び会員夫人誕生月祝
奥田会員、浦本会員、池本夫人、谷村夫人
- ⑤ 会員結婚記念日祝
池本会員、上山会員、大橋会員、木村会員
松本会員
- ⑥ 会務報告
「会長の時間」「幹事報告」
- ⑦ 委員会報告
「出席報告」「各委員会」「ニコニコ報告」
- ⑧ 卓話 「八尾の歴史」 大橋 秀造会員
- ⑨ 閉会 点鐘

*例会前：3月度定例理事会

★例会後：第2回次年度理事役員会合

来週の予定

第2081回例会 3月11日(金)

- ☆「ロータリーの友」紹介
長尾 穰治広報・雑誌委員長
- ☆卓話「私の履歴書」 浦本 修三会員

★3/11(金) 八尾LC チャーターナイト
55周年記念式典・祝宴
於：リーガロイヤルホテル
式典：2階 桐の間
祝宴：3階 ロイヤルホール
石川副会長 出席予定

★3/12(土)
「会長エレクト研修セミナー(PETS)」
「地区チーム研修セミナー」合同開催
於：国際会議場 10階(会議)
登録：15:00~15:30 会議：15:30~18:00
中澤会長エレクト 出席予定

前週の例会記録

2016年2月26日(金)

出席報告

例会数	会員数	出席数	出席率	備考
第2079回	28名	19名	73.1%	出席義務免除 4名(出2)
第2077回	28名	20名	80.0%	補 填 9名

ニコニコ箱

- 森田さん、卓話よろしくお願ひします。 上田 郁生会員
- 2月最終の例会に卓話があたりました。光栄に思
い心からよろこんでいます。 森田 時男会員
- 森田さん卓話たのしみです。 大橋 秀造会員
- 先週休みました。すみません。 浦本 修三会員

★例会場：(株)西武百貨店八尾店8階バンケットルーム TEL:072(997)0111 内線5580 ★例会日時：毎週金曜日12時30分

★事務所：〒581-0803 大阪府八尾市光町2丁目60番 西武百貨店内 TEL:072(997)0626 Fax:072(997)2620

★http://www.yaohigashi.org/ E-mail:yaohigashi@japan.email.ne.jp

- 結婚記念日御祝ありがとうございました。
・森田さん卓話ご苦労様です。 奥田 長二会員
- 森田会員の卓話楽しみにしています。
皆様に心配をおかけしまして、無事退院することが出来ました。 森下 慶治会員
- 森田さん卓話楽しみです。
森下さんお顔を見て安心出来ました。呉々もお身体大切にしてください。 桑田 タア子会員
- 上田会長、上山幹事、高知行きご苦労様。
今日の卓話、森田様よろしくお祈いします。 石川 義一会員
- 森田さん、卓話楽しみです。 鈴木 洋会員
- 森田さん、卓話を楽しみです。 池本 繁喜会員

● **今回合計** 13,500 円

● **会費と納入分** 40,000 円

● **累計** 552,610 円

会長の時間

2月20日に高知中央ロータリークラブの創立30周年記念式典に、上山幹事とともに出席してまいりました。

高知県内の各ロータリークラブからは数十名単位で出席され、県外からも友好クラブや野球関係など沢山の参加があり、非常に盛大な式典でした。

高知中央ロータリークラブは、『野球王国 高知県』という土地柄、野球同好会に力を入れていらっしゃいます。会員数46名のうち半数以上が野球同好会に所属されているようで、会員増強にも野球が大きな役割を果たしているようです。

当クラブの野球同好会も全国大会4度優勝という立派な看板があるので、会員増強に活用していければと感じました。高知中央ロータリークラブとは野球を通しての交流ですが、同じ趣味を通じて、全国のロータリークラブと交流が持てるということは、大きな財産だと思います。これからはますます親睦の輪を広げていきたいと思ひます。

幹事報告

- ① 3/25(金)に第5回クラブ協議会を開催致しますので、各委員長はPDCAリストにご記入の上、3/18(金)までに事務局に提出をお願いします。

卓話

「中央卸売市場の成立と その役割」 森田 時男会員



中央卸売市場の名前は世間でも、良く知られていると思いますが、その名の知られている割合にはその市場の機構、その中の業者の役割分担、その機能：取引方法、そこで成立する価格の意味と云ったことについては、正確に理解されていない部分が多いと思ひれます。

それどころか野菜や魚の値段が上がったり、下がったりしますと決まって中央卸売市場の名がマスコミに登場して社会問題となり、かなり名の知れた経済の先生方でさえ見当違いの発言をされるなどで、中央卸売市場流通は複雑怪奇だと言う通念が出来上がってしまうので非常に残念に思っています。

生鮮食料品とは、いまさら言うまでもなく、野菜や果物、水産物、肉類等を云いますが、生鮮食料品と呼ばれている消費材は、他の工業製品とかなり異なった特徴があります。

その特徴とは生産者が零細で、その数が極めて多いことです。生産者が少なければ、話し合いで生産調整とか数量調整を行い、それに伴い価格調節も出来る可能性もありますが、供給者が多く零細では自分のオリジナル商品も出来にくい。また腐敗性が高く、腐り易い。従って時間の経過と共に鮮度の劣化で商品価値が急速に低下します。

また生鮮食料品は自然の気候変動を受け易く、気候が順調ならば生産も順調で供給も多く、時には過剰となり、逆に干ばつ、台風など天候不順であれば供給量が激減する。このような大変動ではなくても季節毎に同じ商品でも産地が移ること

で、品質や形状、味のばらつきが大変大きいことになります。

これら生鮮食料品の生産者は、生産規模が非常に小さく零細なものが圧倒的なので一般消費材の製造業に比べ、個別企業として販路開拓や価格交渉力が大変弱いと云う体質がありこれらのことから生鮮食料品と工業製品等とは異なった特性を持っています。

日本で生鮮食料品の市場が発足したのは、豊臣秀吉が大阪城を築城した頃だと云われています。その後次第に発展して、たくさんの市場が各地に出来てきました。中でも大阪で昭和の初めまで盛んであった市場は、天満、うつぼ、木津、難波などです。このような生鮮食料品の流通について、公的は市場制度の必要性を云われるようになったのは、明治の初めの頃と云われています。

その後文明が進み時代が進むにつれて、この様な声が段々大きくなり、都会や商業、工業の発展と共に、第二次産業、第三次産業が国民の所得に占める割合が高くなり、社会勢力として登場するようになると、大きな都会の消費地にぜひとも公的な市場が必要だと云うことになりました。

そればかりか、これら都市生活者に生鮮食料品を供給する生産者側からも公的市場の必要論が強く打ち出されてきました。

この当時この種の間屋や、産地商人（青田やと云った青田買いの語源）は、農家の庭先や、私設の小さな市場を中心にして、中間流通を独り占めにし、産地で安く買い叩き都会では値を吊り上げて売っていました。農家や漁師の人々は常に中間商人の思いのまま、生産者は常に貧しい生活を強いられました。

このようなことでは、何時迄たっても地方の第一次産業の生産性が上がらないので、こうしたことを打破する為にも公的な流通市場が、是非必要だと云うことになりました。

ところで第一次大戦が終わった大正7年頃は、日本の経済情勢の急激な変化があり、中でも有名な『米騒動』が起きました。米問屋が米を買占めて値を吊り上げようとしたので、庶民は怒り富山県の漁師の妻女の決起に始まって忽ちにして

全国に波及しました。米問屋の米蔵を襲った事件です。

このようにして国民大衆の食生活が大変不安定になったので、政府もその対策を検討することになり、正常な取引と適正な価格形成がなされることを、目的として大正13年3月、帝国議会において、当時の農務省と内務省の提案により中央卸売市場法が制定されました。

その後、約半世紀を経て産地の大型化と、流通の近代化に対応するために中央卸売市場法は見直され、現在は卸売市場法と法律の名称が変わり、更に99年4月参議院農林水産委員会において、法改正の審議が行われましたが、中央卸売市場の定義は変わっておりません。

◎そこで中央卸売場の定義について

『中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市、及びその周辺の地域における、中核拠点になると共に当該地域外の広域にわたる、生鮮食料品等の流通に資するものとして、農林推薦大臣の許可を受けて、開設される卸売市場を云う』と、唱ってあります。

従って中央卸売市場では国の法律の基に、大阪市においては大阪市条例や規則等の制度により日々の取引が行われていて、現在のところ中央卸売市場流通が生鮮食料品の生産と消費、需要と供給を結び付ける重要な経路として機能しています。

よく資本市場や労働力市場とか云われる分野がありますが、そのような抽象的な概念として云われている市場とは異なるものです。

さて中央卸売市場の担い手である卸売業者、仲卸業者の役割について申しますと、

◎『卸売業者（荷受け会社）とは、中央卸売市場に於いて、生産者（売り手側）を代表する役割を担う』日々の業務は、早朝のセリに間に合うように深夜の荷受け、出荷者（生産者）から送られてくる商品を、市場内に搬入し、商品を下見（品質形状などを見ること）出来るように陳列して取引の場を造り、自社の『セリ人』を立てて買い手側に売る事を業務としている。

取引が成立すれば、出荷者に代わって、買い手から販売代金を速やかに回収して出荷者に送金する業務を行っています。

◎『仲卸業者（仲買人）とは、中央卸売市場に於いて、卸売業者が荷受した商品を全量買い取る買い手側（消費者）を代表する役割を担う』

日常の業務は、中央卸売市場内に分荷、販売のための店舗を構え、卸売業者から仕入れた商品を専門小売商、スーパー、生協、外食産業、学校工場などへの給食業者、食品加工業者に再販し、これら小売業者等の店頭を通じて消費者の手に渡されます。

◎『生鮮食料品の価格形成』

卸売業者と仲卸業者はこのようにして、対等関係にあり、ここで消費地卸売市場価格が成立しているのです。

その他に集荷力の弱い、品揃えの出来にくい各地方卸売市場業者や各地の間屋へも、仲卸業者経由で再販されて行きます。

以上の様に、大阪市中心卸売市場は、生鮮食料品等の大規模集散市場と云われる所以です。この様にして中央卸売市場は、都市消費者に直接対応する各種小売サービス業者と、農漁村の産地との中間にあって、両者の結節点と云う位置にあります。そこで、中央卸売市場で毎日取引されている、取引規則の一部をご紹介します。

<卸売業者の原則>

1. 『セリ売り、又は入札の原則』

卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売りについては、セリ売り又は入札の方法によらなければならない。

セリ売り、又は入札の原則は、公正取引の確保を目的として生まれた制度であります。

本来、規格性、貯蔵性に乏しい生鮮食料品の特性がある限り、品質変化の激しい大量の商品を迅速な処理を達成するためには、現在はこの方法以外見当たりません。セリ入札は公開性であるため、誰がどの商品をいくらで買ったか分かるので、生産者や出荷者側の取引価格の不信感を取り除く効果がありま

す。

2. 『商品は即日全量上場、全量取引』

集荷した物品は原則として即日全量上場し全量取引しなくてはならない。

委託やセリ売りを原則とする即日全量上場、全量取引の仕組みのもとで、卸売価格は形成されます。日々の品目別商品の卸売価格を左右する要因は、日々の入荷量が多いか少ないか。更に、日々の品目別需要量の多少によるところが大きい。また、自然的要因、天候、冷害、霜害、台風、旱魃、多雨等で供給量が変動する商品特性があるので、卸売業者による需給のクッションを短期的にも排し産地で大量に収穫した商品は、その日のうちに需要者側に流れる仕組みで、卸売業者の恣意的な行動はゆるされないことになっています。

3. 『即日現金取引の原則』

セリ価格が決まり、取引相手と取引量が決めれば、相手方から代金を回収し産地出荷者に当日ないし翌日に代金を送付することが原則で、仲卸業者（買方）の卸売業者への代金支払は当日払いが原則、原則は現金取引であるが大量の商品取引代金を現金の受け渡しは現実には不可能なので卸売業者と買い手側双方で支払猶予の「特約」を結び、今は取引の成立後6日目決算となっている。この現金取引原則が産地出荷者側の代金回収の安全性の大きな信頼関係となっています。

4. 『受託拒否の禁止』

卸売業者は販売の委託があった場合には、正当な理由がなければ、その取引を拒んではならない。この原則は、卸売市場の大変基本的なものであって生鮮食料品と云う商品特性から、もし仮に卸売業者が受託を拒否すれば、商品の価値を著しく低下させ生産者、出荷者に損害を与える事になる。また需給の会合により価格形成が行われるので、受託拒否により供給の制限が行われると、公正な市場取引を害することになります。

零細な生産者、出荷者に常に安心した公開の販売の場を提供することにより生産者の保護と継

続的、安定的供給を確保することができるのです。

5. 『委託手数料以外の報酬を受けとってはならない』

卸売業者にとっての粗利益は、委託仕入れが原則である以上、仕入れ価格と販売価格との差益は生じない。卸売業者はセリ売り、又は入札で決まった価格の代金を、産地生産者に送付する際に、一定の手数料を差し引いて送金する。この手数料が卸売業者の粗利益であり、手数料は卸売業者の恣意で決めることは出来ません。

現行手数料は、野菜類は 8.5%、果樹類 7.0%、水産物 5.5%となっています。

卸売業者の粗利益は手数料そのもので、売買の差益を粗利益とする差益商人ではなく、手数料商人と云うことです。

6. 『自己の計算による卸売りの禁止』

卸売業者は卸売業務については、自己の計算において卸売りをしてはならない。

卸売業者は買い取り仕入れは原則禁止され委託仕入れが原則となっています。

したがって中央卸売市場に搬入され、上場される商品は産地出荷者が、卸売業者に委託したものであり、両者の間に所有権移転は行われておらず、卸売業者は産地出荷者に代わって、取引の場を形成するのが役割であります。

卸売業者は自ら商品を仕入れ販売することは、正当な需要と供給のバランスが崩れる事になり産地出荷者が不利になることがあります。

7. 『差別的取り扱いの禁止』

卸売業者は産地出荷者もしくは買い受け人に対し不当に差別的な取り扱いをしてはならない。中央卸売市場の公共性からして当然の規定であります。

多く買う人には値引きしたり、支払期限を延長したり、出荷者に対し特別な優遇扱いをすることは禁じられています。

その他にも中央卸売市場における日々の取引について詳細な規則等があります。

中央卸売市場における公正とは、産地出荷者の供給力と消費地における需要力がそのまま価格の上下に敏感に反映する状況を意味します。

公開のセリによる価格形成は、いわばガラス張りの部屋での値付けであって、どの産地の誰の出荷物品が、どの市場の、どの卸売業者によっていくらの価格で販売されたかを一目瞭然にするものです。

産地出荷者は一目瞭然に形成された価格をよりどころにして、より有利と思われる品種、魚種を選択し、更に有利と思われる市場や卸売業者へ委託するのがよいかの、検討情報ともなるのです。

以上、お話したことを考えると、お気づきになった方もおられると思いますが、卸売市場法は、総じて生産者、消費者の保護を目指しています。

現在、中央卸売市場は、北海道から沖縄まで 56 都市に 86 市場（食肉市場は別）があります。平成 12 年度の青果物水産物、併せて約 5 兆 4 千億円の扱い高となっています。

《仲卸売業者の機能》

- | | |
|--------------|--------------|
| (イ) 評価機能 | (ト) 情報収集伝達機能 |
| (ロ) 商品選別機能 | (チ) 配送機能 |
| (ハ) 代金決済機能 | (リ) 商品保管機能 |
| (ニ) 金融機能 | (ヌ) 加工機能 |
| (ホ) 分荷機能 | (ル) 商品開発機能 |
| (ヘ) 商品取合わせ機能 | |

この様にして、約 80 年の歴史をもつ中央卸売市場の制度は、日本の近代が創出した世界に誇れる傑作であります。

皆さんが世界各国を旅行されたときに視て来られた野菜、果物、魚の市場と本日申し上げました、日本の生鮮食料品市場と比較して頂きたいと思っております。

ただいま、世界から日本の生鮮食料品卸売市場システムを研究する為に、中国、韓国、をはじめ東南アジア諸国から、大勢の市場システム研究チームが来日されています。

日本の卸売市場について、ご理解いただけましたでしょうか。



第2660地区
八尾東ロータリークラブ
YAO EAST ROTARY